

西はりま消防組合 人事行政の公表について

1 総括

(1) 人件費の状況

区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
25年度	人 204,338	千円 2,923,535	千円 67,288	千円 2,540,683	% 86.9

(2) 職員給与費の状況

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 276	千円 1,035,721	千円 296,967	千円 377,745	千円 1,710,433	千円 6,197

- 注) 1 職員手当に、退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	給与改定率	(参考) 国の改定率
25年度	0%	0%

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
25年度	3.95 月	3.95 月

注) 「年間支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行 政 職	48.5 歳	351,100 円	359,850 円
消 防 職	40.7 歳	317,008 円	393,662 円

- 注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の給料月額の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、平成 26 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の給与月額の平均です。

(2) 職員の初任給の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	西はりま消防組合

消 防 職	大 学 卒	1 8 5, 8 0 0 円
	短 大 卒	1 6 6, 9 0 0 円
	高 校 卒	1 4 9, 8 0 0 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別標準給料月額状況(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消 防 職	大 学 卒	2 7 3, 4 0 0 円	対象者なし	3 6 5, 9 0 0 円
	短 大 卒	対象者1人につき秘匿	対象者1人につき秘匿	対象者なし
	高 校 卒	2 3 6, 3 6 7 円	対象者1人につき秘匿	3 0 8, 4 5 0 円

3 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

ア 相生市例規適用職員

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	-	0人	0.0%
6 級	次長、消防署長、課長、主幹	5人	15.2%
5 級	主幹、副主幹	5人	15.2%
4 級	係長	3人	9.1%
3 級	主任	6人	18.1%
2 級	主事	9人	27.2%
1 級	主事	5人	15.2%

- 注) 1 相生市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名であり、基準日現在の主な状況です。

イ たつの市例規適用職員

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	消防長、副消防長	1人	0.9%
6 級	次長、消防署長、課長	7人	6.0%
5 級	課長、主幹	26人	22.4%
4 級	副主幹	45人	38.8%
3 級	係長、主査	24人	20.7%
2 級	主事	9人	7.8%
1 級	主事	4人	3.4%

- 注) 1 たつの市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名であり、基準日現在の主な状況です。

ウ 宍粟市例規適用職員

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	副消防長、次長、消防署長	2人	2.9%
5 級	課長、主幹	18人	26.5%
4 級	副主幹、係長	13人	19.1%
3 級	主査	13人	19.1%

2 級	主事	14人	20.6%
1 級	主事	8人	11.8%

- 注) 1 宍粟市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名であり、基準日現在の主な状況です。

#### エ 佐用町例規適用職員

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	次長、消防署長	1人	2.6%
5 級	課長、副課長、主幹	15人	39.5%
4 級	副主幹、係長	9人	23.7%
3 級	係長、主査	11人	29.0%
2 級	主事	1人	2.6%
1 級	主事	1人	2.6%

- 注) 1 佐用町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名であり、基準日現在の主な状況です。

#### オ 西はりま消防組合例規適用職員

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	消防長、副消防長、次長	0人	0.0%
6 級	次長、消防署長、課長	0人	0.0%
5 級	課長、主幹	0人	0.0%
4 級	副主幹、係長、主査	0人	0.0%
3 級	係長、主査	0人	0.0%
2 級	主事	0人	0.0%
1 級	主事	21人	100.0%

- 注) 西はりま消防組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

### (2) 昇給への勤務成績の反映状況 (基準日：平成26年1月1日)

勤務成績	昇給区分	昇給の号数	
		55歳以下の職員	55歳を超える職員
極めて良好である職員	A	8号給以上	2号給以上
特に良好である職員	B	6号給	1号給
良好である職員	C	4号給	0号給
やや良好でない職員	D	2号給	0号給
良好でない職員	E	0号給	0号給

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

西はりま消防組合	国
1人当たり平均支給額(平成25年度)	—
1,369千円	

(平成25年度支給割合) 期末手当 2. 60月分 勤勉手当 1. 35月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2. 60月分 勤勉手当 1. 35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

西はりま消防組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
1人当たり平均支給額 20,595千円 23,259千円					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 定年前15年勤続20年以上の職員が、公務上死亡・傷病等により退職した場合、定年前の残年数1年につき退職日の俸給月額3% (最大45%) 割増して基本額を算定する。ただし、事務次官・外局長官クラス以上の者は割増不適用、局長クラス以上の者は割増率1%、審議官クラス以上の者は割増率2%とする。また、平成24年国家公務員退職手当法の一部改正により、定年前早期退職特例措置の対象となる退職理由に応募認定退職 (各省各庁の長等が行う早期退職募集に応募をし、認定を受けて退職すべき期日に退職したこと。) が加わったもの。		
<b>参 考</b>					
<b>【平成25年1月1日から平成25年9月30日】</b>					
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
<b>【平成25年10月1日から平成25年10月30日】</b>					
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
<b>【平成25年11月1日から平成26年6月30日】</b>					
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分

	【平成26年7月1日以降】	
	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分

注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された退職手当の平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度)	14,073千円	
支給職員1人あたり平均支給年額 (平成25年度)	51千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	96.0%	
手当の種類 (手当数)	3手当	
	【類型】 災害出動手当 (火災等出動手当を含む) 救急出動手当 夜間特殊勤務手当 (隔日勤務手当・当務手当を含む)	
手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
相生市例規適用職員		
消防作業従事手当	消防活動に従事するもの	300円
救急業務従事手当 救急救命士	救急救命士が救急搬送業務に従事するもの 救急救命士が特定行為を実施した場合は、150円を加算する。	150円
救急業務従事手当 一般	救急救命士以外が救急搬送業務に従事するもの	100円
夜間通信業務従事手当 (2時間以上)	隔日勤務者が午後10時から翌日午前5時までの間において通信・受付業務に従事するもの	440円
夜間通信業務従事手当 (2時間未満)		350円
たつの市例規適用職員		
災害出動手当	災害発生時に出勤するもの	500円
救急出動手当 救急救命士	救急救命士が救急業務に従事するもの	510円
救急出動手当 その他	救急救命士以外が救急業務に従事するもの	200円
夜間特殊勤務手当 (2時間以上)	隔日勤務者が午後10時から翌日午前5時までの間において通信・受付業務に従事するもの	730円
夜間特殊勤務手当 (2時間未満)		410円
宍粟市例規適用職員		
救急出動手当	兵庫県消防学校における救急II課程修了者及び機関員を務めるもの	510円
救急出動手当	その他の職員が救急業務に従事するもの	200円
火災等出動手当 機関員	災害発生時に出勤し機関員を務めるもの	300円
火災等出動手当 その他	災害発生時に出勤するもの	200円
隔日勤務手当	隔日勤務者が午後10時から翌日午前5時までの間において通信業務に従事するもの	440円
佐用町例規適用職員		

災害出動手当	災害発生時に出動するもの	300円
救急出動手当	救急業務に従事するもの	200円
	救急救命士が特定行為を実施した場合は、300円を加算する	
当務手当	夜間（午後10時から翌日午前5時まで）消防業務に従事したもの	300円
西はりま消防組合例規適用職員		
災害出動手当	災害発生時に出動するもの	300円
救急出動手当	救急業務に従事するもの	200円
	救急救命士が特定行為を実施した場合は、300円を加算する	
夜間特殊勤務手当（2時間以上）	隔日勤務者が午後10時から翌日午前5時までの間において通信・受付業務に従事するもの	500円
夜間特殊勤務手当（2時間未満）		300円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	129,357千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	647千円

注) 時間外勤務手当の中には、休日勤務手当を含みます。

(5) 管理職手当

支給実績（平成25年度決算）	35,243千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	464千円

(6) その他の代表的な手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給月額単価	異同	支給実績 (平成25年度決算)
扶養手当			千円
相生市例規 適用職員	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 * 満16歳から満22歳までは、各5,000円加算	同	52,681
たつの市例規 適用職員	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 * 満16歳から満22歳までは、各5,000円加算	同	
宍粟市例規 適用職員	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 * 満16歳から満22歳までは、各5,000円加算	同	
佐用町例規 適用職員	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 * 満16歳から満22歳までは、各5,000円加算	同	

西はりま消防組合 例規適用職員	(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外の扶養親族 6,500 円 *満 16 歳から満 22 歳までは、各 5,000 円加算	同	
通勤手当			千円 23,848
相生市例規 適用職員	交通機関利用者 実費支給 (限度額 55,000 円) 交通用具利用者 通勤距離により 2,000 円~24,500 円	同	
たつの市例規 適用職員	交通機関利用者 実費支給 (限度額 55,000 円) 交通用具利用者 通勤距離により 2,000 円~24,500 円	同	
宍粟市例規 適用職員	交通機関利用者 実費支給 (限度額 55,000 円) 交通用具利用者 通勤距離により 2,000 円~34,600 円 (45km 未満)、45km 以上は 400 円/km を加算	異	
佐用町例規 適用職員	交通機関利用者 実費支給 (限度額 55,000 円) 交通用具利用者 通勤距離により 1,000 円~26,700 円	異	
西はりま消防組合 例規適用職員	交通機関利用者 実費支給 (限度額 55,000 円) 交通用具利用者 通勤距離により 2,000 円~24,500 円	同	
住居手当			千円 11,773
相生市例規 適用職員	借家居住者 月額 12,000 円を超える家賃の場合、 27,000 円を限度に支給	同	
たつの市例規 適用職員	借家居住者 月額 12,000 円を超える家賃の場合、 27,000 円を限度に支給	同	
宍粟市例規 適用職員	借家居住者 月額 12,000 円を超える家賃の場合、 27,000 円を限度に支給	同	
佐用町例規 適用職員	借家居住者 月額 12,000 円を超える家賃の場合、 27,000 円を限度に支給 持家居住者 1,000 円	異	
西はりま消防組合 例規適用職員	借家居住者 月額 12,000 円を超える家賃の場合、 27,000 円を限度に支給	同	

注) 異同欄は、国の制度との異同をあらわします。

#### 5 特別職の報酬の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		報 酬 額
管理者		年額 50,000 円
副管理者		年額 45,000 円
議会	議長	年額 25,000 円
	副議長	年額 22,000 円
	議員	年額 20,000 円

監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	日額 10,000円
	議会の議員のうちから選任された委員	日額 9,000円
公平委員会	委員長	日額 10,000円
	委員	日額 9,000円
情報公開・個人情報保護審査会	会長	日額 11,000円
	委員	日額 10,000円

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況

年度 部門別	平成26年4月1日
一般行政	5人
消防	271人
総合計	276人

注) 当該年度において定員管理調査で報告した部門別職員数です。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	16人	22人	34人	18人	24人	36人	22人	31人	34人	32人	0人	276人

## 7 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

### (1) 一般職員の勤務時間の状況

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間
毎日勤務職員	38時間45分	8時30分	17時15分
隔日勤務職員	38時間45分	8時30分(当日)	8時30分(翌日)

注) 隔日勤務者は1週間平均値の正規の勤務時間をあらわします。

### (2) 主たる休暇の種類及び内容(平成26年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の内容等	日数
年次休暇	年次休暇の繰越しは20日以内	20日以内
病気休暇(私傷病)	公務外による負傷又は疾病による療養のための休暇	90日以内
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使するための休暇	必要と認められる期間



官公署出頭等休暇	裁判員、証人等として国会、裁判所等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄移植のため骨髄等を提供する場合で、当該提供に伴い必要な検査等期間の休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合の休暇	5日以内
結婚休暇	結婚に当たっての行事のための休暇	5日以内
妊娠中休暇	妊産婦である女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合の休暇	必要と認められる期間
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前8週(多胎妊娠の場合14週)、産後8週
育児時間休暇	生後1年に達しない子の授乳等のための休暇	1日2回それぞれ30分以内
配偶者の出産休暇	妻の出産に伴う休暇	2日以内
男性職員の育児参加のための休暇	妻が出産する場合に、その子又は小学校就学前までの子を養育するための休暇	5日以内
子の看護休暇	小学校就学前までの子を看護する場合の休暇	5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)
短期介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を行うための休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	7日以内
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合の休暇	1日以内
夏季休暇	夏季における健康の維持等を目的とする休暇	5日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	2日以内
その他の特別休暇	地震、水害、火災等により住居が滅失・損壊した場合で、住居の復旧作業等をする場合等	必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を行うための休暇	6月以内 (無給)
育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく子を養育するための休業	養育する子が3歳の誕生日に達する日の前日まで(無給)

## 8 職員の分限及び懲戒処分

### (1) 分限処分

職員の勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合又は長期休養を要する場合に、任命権者が、公務能率を維持するために免職、休職、降給、降任する。

種類	免職	休職	降給	降任	計
処分件数	0	2	0	0	2

注) 1 処分件数は、平成25年4月から平成26年3月までの間に係る延べ件数です。

2 休職処分は、心身の故障に基づくものです。

## (2) 懲戒処分

職員が法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、任命権者が職員を免職、停職、減給、戒告する。

種類	免職	停職	減給	戒告	計
処分件数	0	0	0	0	0

注) 処分件数は、平成25年4月から平成26年3月までの間に係る延べ件数です。

## 9 職員のサービスの状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が遵守すべき義務は次のとおりです。

### (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員はその職務を遂行するにあたって、法令、条例規則、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。

### (2) 職務に専念する義務

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務にのみ従事しなければならない。

### (3) 信用失墜行為の禁止

職員は、その職の信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となるような行為をしてはいけない。

### (4) 秘密を守る義務

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

### (5) 政治的行為の禁止

職員は、政党その他の政治団体の結成に関与したり、役員になったり、これらの構成員になるよう、また、ならないよう勧誘してはいけない。

### (6) 争議行為の禁止、

職員は、争議行為（ストライキ）をしてはいけない。

### (7) 営利企業等の従事制限

職員は、許可なしに営利を目的とする会社その他の団体等の役員を兼ね、又は、自ら営利を目的とする企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業や事務に従事してはいけない。

ただし、例外的に「西はりま消防組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則」により、地方公務員法の趣旨に反しない限り認められる場合があります。

## 10 職員の研修及び勤務成績の評定

### (1) 職員研修

研修の種類	内 容
職場研修	管理監督職員等が、仕事を通じて職員の資質向上を図る研修
庁内研修	庁内講師又は派遣講師により実施する技能等の習得研修
派遣研修	消防大学校や兵庫県消防学校等において開催される技能等の習得研修
自主研修	職員の自発的な参加に基づく活動及び報告会

### (2) 勤務成績の評定

人事管理上必要な職員に関する基礎資料を得て、客観的かつ公正に職員の勤務実績を測定し評定することで、公正な人事行政の運営と、職員の執務能力の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

## 11 職員の福祉及び利益の保護

### (1) 職員の福利厚生

区 分	実 施 主 体	内 容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等（民間でいう社会保険、厚生年金）に関する事業
	兵庫県市町村職員互助会	職員の相互共済と福利増進のための事業、各種給付事業等
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務上受けた労働災害（公務災害）についての地方公務員災害補償法に基づく補償

### (2) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のため、西はりま消防組合職員安全衛生管理規程第13条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

#### ア 定期健康診断

平成25年11月から12月に実施

#### イ 特定業務従事者健康診断

平成26年2月に実施

#### ウ 採用前健康診断

平成26年2月に実施

### (3) 公務災害及び通勤災害の発生状況

災害災補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤によって災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員及びその遺族の援護など必要な事業を行うことを目的としています。

なお、災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償等基金兵庫県支部が行っています。

#### ア 公務災害

該当事案なし

イ 通勤災害

該当事案なし

(4) 公平委員会の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。なお、平成25年度において申し立て事案はありません。

イ 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分に対し、公平委員会に不服の申立てをすることができます。なお、平成25年度において申し立て事案はありません。

1.2 職員の競争試験及び選考の状況

西はりま消防組合職員の採用は競争試験により行っており、平成25年度の状況は次のとおりです。

職種区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	倍率
消防士	47人	42人	9人	4.7倍

1次試験： 9月22日（日） 教養試験 論文試験 体力検査

9月24日（火） 集団面接

2次試験： 10月24日（木） 個人面接

10月28日（月） 集団討論 資質検査